

2026年5月8日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 十時裕樹
(コード番号 6758 東証 プライム)
問い合わせ先 IR 部 IR グループ
(TEL:03-6748-2111(代表))

自己株式の取得枠設定及び自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第 459 条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 459 条第1項及び当社定款第 34 条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議しましたので、お知らせいたします。

また、当社取締役会から委任された当社代表執行役の決定に基づき、下記のとおり自己株式を消却いたしますので、併せてお知らせいたします。

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

資本効率の向上と経営環境に応じた資本政策遂行の一環として、当社における戦略的な投資機会や財務状況、株価水準等を踏まえた機動的な自己株式取得を可能とするため、取得枠の設定を行います。

また、当社は株式報酬制度として譲渡制限付株式、譲渡制限付株式ユニット及びストックオプションを導入しており、当該制度に関連して交付される株式につき、取得する自己株式を充当することにより、希薄化を抑制する方針です。

2. 取得枠の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	2億3,000万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合:3.89%)
(3) 株式の取得価額の総額	5,000億円(上限)
(4) 取得期間	2026年5月11日~2027年5月10日
(5) 取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付を予定

なお、投資機会や市場環境等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

3. 自己株式の消却

(1) 消却する株式の種類	普通株式
(2) 消却する株式の総数	184,494,319 株 (2026年4月30日現在の発行済株式総数に対する割合: 3.0%)
(3) 消却予定日	2026年5月29日

4. 自己株式の保有に関する基本方針の変更

2020年3月18日付の「自己株式の取得状況及び取得終了ならびに自己株式の消却に関するお知らせ(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)」にて開示したとおり、当社では、従来、保有する自己株式の総数の上限は発行済株式総数の3%程度を目安とし、それを超える部分については、原則として消却を行う方針としておりました。

このたび、保有する自己株式数の適正化等を目的として、株式報酬制度に関連して交付される株式に充当する見込みの自己株式については保有し、それを超える部分については、原則として消却を行う方針へと変更いたしました。

(参考)2026年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	5,908,061,149 株
自己株式数	241,749,496 株

以上